

平成 3 1 年度
東大和市地域福祉審議会会議録
障害者部会

東 大 和 市 福 祉 部

○事務局（梅木障害福祉課障害福祉係長） それでは、定刻前ではございますが、皆様お集まりですので、ただいまから令和元年度東大和市地域福祉審議会障害者部会を開会させていただきます。

本日の進行を担当します障害福祉課障害福祉係長の梅木でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、事務局からお願いがございます。

資料作成のため、会議を録音させていただきますので、ご了承いただくとともに、ご発言いただく場合には、ご自身のお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。

次に、本日の会議資料について、説明いたします。

東大和市障害者総合プラン平成30年度実施状況報告書につきましては、事前に送付させていただきました。本日はこの報告書を中心にご審議いただきたいと考えております。

次に、本日机上配付いたしました資料について確認したいと思います。

資料1、社会保障審議会障害者部会の資料で、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて、参考資料2、同じく社会福祉審議会障害者部会の資料で基本指針の見直しに関する参考資料、第2次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査、第2次東大和市障害者総合プラン策定のための障害福祉サービス事業所調査、いずれも案であります。また、障害福祉課で行います各種事業のチラシを配付させていただいております。こちらは最後、その他のところでご説明差し上げます。資料の不足等ございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。

それでは、本日の会議には事務局職員のほかに、障害者総合プラン策定業務の支援をいただいております株式会社ぎょうせいの山崎さん、加倉井さん、磯辺さんの3名が同席させていただいております。

続きまして、出欠の関係ですが、皆様お集まりですので、このまま会議を始めさせていただきます。

まず、議事に入ります前に、障害福祉課長の小川より、ご挨拶申し上げます。

○事務局（小川障害福祉課長） 皆さんこんばんは。

座ったままで失礼します。

この間までかなり暖かかったけれども、急に朝晩寒くなりまして、1週間ほど前に自分も風邪を引きまして、そうしたら梅木が高熱を出しておりましたので、皆さんも体調に気をつけていただければというふうに思います。

今年度、地域福祉審議会の障害者部会、本年度は今日が第1回目となります。本日は、新しい障害者総合プラン、30年度からのプランの実施状況の報告というところがメインの議題でございますけれども、次期の障害者総合プラン、第2次の障害者総合プランの策定に向けて動き始めました。後ほどの議題で申し上げますけれども、策定のための事前の

アンケート調査というものをこの12月に実施する予定です。そちらのほうが今年度いっぱい調査の結果をまとめるということになっておりますけれども、でき得るならば、2月の半ば過ぎぐらいに、第2回の障害者部会を開催して、その調査の速報値をお知らせして、次の計画策定に向けた審議につなげていきたいというふうに考えております。

そして、来年度いっぱいかけて、計画策定ということになりますので、今年度は2回ですけれども、来年度4回ぐらいは障害者部会開くような方向で予定をしております。非常に忙しくなる場所でありまして、ぜひご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちょうど時を同じくして、介護保険のほうの計画、それから地域福祉計画については6年スパンなんですけれども、地域福祉計画も次期の計画をつくる。それから健康に関する計画、それから自殺に関する計画、それら福祉部の5計画を同時に策定するような形になります。そういうわけで、事前調査から次回の計画策定まで専門の事業者の方に協力をさせていただいて、ご支援をいただいて策定をしていくということでありまして、今日、株式会社ぎょうせいの調査員の方に、研究員の方等にご同席いただいて、今後の諸部会の運営についても支援をしていただくような流れになっておりますので、一緒になってこの審議会、それから市と、ぎょうせいさんと、一緒になっていい計画つくっていきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

この後、A部会長のほうに進行をお願ひしたいと思ひます。

○A部会長 こんばんは。Aです。よろしくお願ひします。

本審議会は原則公開となっております。傍聴の定員は部会長が決定して、部会長が指定する場所で傍聴することになっております。本日は1名の方です。傍聴希望者がおりますので、入場させてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、傍聴の方に入場していただいて、よろしくお願ひします。

では、議事の1、東大和障害者総合プラン 平成30年度実施状況報告書について、事務局からご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○事務局（小川障害福祉課長） そうしましたら、お手元に事前にお配りしました平成30年度の実施状況報告書というものがあると思ひますので、そちらを順次、報告をさせていただきます。

ちょっと長くなるかもしれませんが、あらかじめご了承ください。

このプランのほうはお手元のない方いらっしゃれば、予備を用意してきておりますので、ちょっと手を挙げていただければ。

平成30年度から32年度、令和2年度までの3カ年の計画の初年度に当たる年度の実施報告ということになります。この冊子のほうで言いますと、33ページから障害者に係る施策の展開という章がありますけれども、この中の章立てに沿って取り組み項目につい

てご報告を差し上げるというような形になっておりますので、39ページからそれぞれの項目、書かれたところなんで、あわせてご参照いただければというふうに思います。

それで、実施状況報告書の1ページ開いていただきますと、事業達成度の評価及びその理由ということで、平成30年度目標をどの程度達成できたかということを示すとともに、評価の理由についても掲載しておりますということで、3、2、1、ゼロ、それから対象外が横棒というような形になっておりまして、3が順調、2がおおむね順調、1が着手、ゼロが未着手、横棒が対象外というような表記になっておることをご理解いただきたいと思います。

1ページ目から行いますけれども、全てやっていくと時間が足りなくなってしまうので、主に、項目のところに例えば1-1障害者差別解消法に基づく取り組みとありまして、下に修正ですとか、継続ですとか、左の下に書いてあります。これの中の主に新規というような項目を中心にご説明を差し上げたいというふうに思います。

まず、目標第1が自立を支える基盤づくりということで、その1つ目が、障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進という目標でございます。そのうち、この1ページの1のところでは、平成28年に施行された障害者差別解消法に基づく取り組みということで、実施状況を書かせていただいております。特にこのところでは、地域自立支援協議会の生活部会の活動として、民間事業者向けの啓発資料の作成とそれから研修会を開催したということで、生活部会のほうで2カ年をかけて平成29年度には当事者の方へのアンケート調査等をして、それを踏まえて民間事業所向けの啓発資料というのを平成30年度いっぱいをかけて作成をしました。それを使った民間事業者向けの研修会というのを1月に実施をしたということが特筆すべき取り組みかなというふうに考えております。

ただ、一方、合理的な配慮についての障害当事者の方からの相談件数というのは余り多くなかったということもあって、この下段の評価のほうは2ということになっているということでもあります。

1ページめくっていただいて、2ページのところで、この1-3というのが障害者の意思決定支援ということで、これは今回の計画から新規に掲載をした取り組み項目であります。障害者の意思決定支援というところに取り組んでいく必要があるということですが、平成30年度の取り組みとしては、障害福祉サービス事業所向けに国が定めたガイドラインというものが作成されましたので、それを事業所に配布をしたというような取り組みをまずは行ったということでもあります。

3ページ目からが相談支援体制の充実ということでもあります。

このうち、新規の事業といたしましては、次の4ページの一番下段です。2-8障害児者の介護者への相談支援の充実ということで、介護者の支援というところに取り組んでまいろうということです。こちらのほうは総合福祉センターは〜とふるでケアラー支援という事業を実施しましたということです。高齢の分野ではケアラー支援というのは結構各

地で取り組まれております。は～とふるを開設するに当たって、ケアラー支援事業を実施しようということで高齢者とそれから障害者、それぞれのケアラー支援事業を実施しているということで取り組み始めたものであります。

全国的に見ても障害者に特化したケアラーの支援の事業というのは余り聞いたことがないというか、まだ取り組まれていないような状況のようではございますけれども、そういう中でいろいろ工夫をしながら取り組んでいるということで、まだまだすごく大勢参加いただいているということではないんですけれども、こういう中で介護の大変さというのを共有していけるかなというところです。なかなか障害の場合ですと、いろいろ幅が広いです。高齢の場合は認知症の方とかのケアというところが主ですけれども、障害のほうは本当に重症心身障害児者の方から発達障害の親御さんなんかはかなり今関心が高いようで、そういうテーマでやるときには結構大勢見えたりするようなことがありますので、いろいろ手探りをしながら実施しているというところで評価は2ということになります。

続いて、6ページ目から目標2の自立を支えるサービスの充実ということで、1番目が介護給付費・訓練等給付費の利用支援ということで、これは法定の障害者総合支援法に基づいたサービスの利用者利用支援ということです。これのうち7ページの1-4の事業所・サービス提供者の育成というところが新規の事業になっております。今、福祉人材の不足ということで、保育園の保育士なんかが一番顕著な例でありますけれども、障害福祉サービスにおいても、人材不足というところで深刻な状況がございます。

そういう中で、何かできないかというところで、平成30年度においては、実際的な事業に取り組むということまでには至っていなかったということで1になっております。ただ、事業者連絡会等でサービス提供者の育成について検討したということで、これは平成31年度、今年度の一つはグループホームの世話人さんの育成をしていこうということで、知的障害者の入門セミナーというようなことで、グループホームの連絡会でこの夏に取り組みました。Aさんにも講師をしていただいて、世話人になっていただけるような方の育成に取り組んでいます。

それから、もう一つは移動支援というものです。従事者の研修というものもこの秋から実施しております。そういう形で成果として出てくるのは平成31年度以降になるということになります。

8ページから実際の個々の介護給付費のサービスの支給についてということで、ここでは9ページのところで、生活介護、日中活動の利用者というところで、実は生活介護が実利用者164人ということで、これは前年度に比べると16人増ということで、結構大幅にふえています。平成32年度の目標が169人ですから、そういう意味では目標に近くぐらいの利用になっていると。一方、一番下の就労継続支援については286人ということですが、前年度に比べて30人余り減少しているんです。目標値というのが356人ということになっていて、ここで大きな課題になっている障害の重度化だとか障害

のある方の高齢化というのが、こういうところでちょっとあらわれてきているのかなというところが数値として見受けられます。なので、ちょっとこの計画を立てたときの目標と少しずれが早目に生じているというか、そういうようなところがあります。

それから、次の10ページの3-5の就労定着支援というのが新規になっています。こちらは平成30年度の制度改正に伴って新しくつくられたサービスです。障害のある方の一般就労というのが進んでいる中で、次の課題として職場に定着するというのが大きな課題になっておりまして、そのために設けられた新しいサービスということで、まだご利用の状況がよく把握、ニーズですとかそういうことが把握し切れない状況の中で実利用者としては4人ほど出て、その後も順次ふえているような状況であります。

一方、11ページの4-3という自立生活援助というサービスです。こちらと同じく平成30年度から始まったサービスですけれども、施設等に入所していた方がひとり暮らしをする際に、定期的な訪問や随時の対応によって支援をするというサービスですけれども、こちらのほうは利用者ゼロということでした。実際にこのサービスを提供する事業者もほぼ少ないというか、東大和市内にはないです。東京都全体でもまだまだ多くないということで、必要なサービスとして設けられたところですが、実際の利用というのはそれほど伸びていないというか、これからの課題かなというところではあります。

続いて、12ページが相談支援給付費の支給、13ページが児童福祉法に基づく給付費の支給ということで、計画相談支援については、前にもご案内したかと思いますが、サービス利用計画の作成ということに関しては、東大和市においては、ほぼサービス利用の100%に近い方がサービス利用計画作成できています。ただ、一方、利用者の伸びに比べて計画を策定する事業者が7事業所あるんですけれども、なかなか対応し切れないということで、今後、その評価の理由のところにあるんですけれども、事業所の整備がさらに必要であるということでもあります。

それから、児童福祉法のほうの給付についても、その中で放課後等デイサービス、6-3というのがあります。こちらのほうの利用者が139人ということで、平成30年度中に前年に比べて32人ふえています。非常に大きな伸びになっています。そういう意味で一つはサービス提供体制の整備ということで、事業所の整備がさらに必要だということです。平成32年度目標値が120人ということですから、既にかなり超えているということで、こちらのほうも同じくサービス利用計画作成のための事業所というのが不足しているような状況があります。

続いて、14ページの7地域生活支援事業です。この地域生活支援事業については障害者総合支援法で規定されておりますが、市町村が実施主体になって行うというような事業なので、市町村によって取り組みぐあい異なるというところがあります。これの中で、ちょっと1点修正があります。7-1の理解促進啓発事業のところは新規となっておりますが、継続ですので、そこを修正をお願いいたします。

そして、右側15ページです。基幹相談支援センターの設置という7-4という項目があります。こちらのほう、重点施策の2に該当させておりますけれども、これまで基幹相談支援センターの設置の検討というのがなかなか進まなかったところですが、平成30年度において、地域生活支援拠点の整備に合わせて検討を行いまして、その中で設置をするというような方針がつけられましたので、ここの評価は2ということになっております。

少しページが飛びます。18ページに移動支援事業というものがあります。こちらのほうも利用者非常にふえておりますけれども、いろいろその中で、先ほど申し上げたとおり、市が実施主体になって行うということで、この移動支援について、さまざま市によって実施方法ですとか、端的に言うと、使える時間数とかというのが大きく異なるということがあります。そういうようなことで利用したくても利用できないというような声も聞いておりますので、その辺のことの制度の検討をさまざま行ったということで、具体的にはなっていない部分もあるんですけれども、平成31年度において、先ほど申し上げた、まずガイドヘルパーの方たちを養成するようなところで、使いたくてもつかないというような声に少しでも応えるような方向で努めておるといところであります。

少し飛びます。21ページからが在宅障害者支援事業の実施ということで、こちらのほうはどちらかという市の単独事業というものになっております。なかなか新規の事業として取り組むというのは、難しいところもありますが、24ページに飛びますけれども、その中で新規の事業として、中等度難聴児の発達支援事業ということで、こちらは聴覚、難聴の方、身体障害者手帳の交付の聴力のレベルに達しないような方への補聴器の支給の事業ということが、東京都の補助事業なんですけれども、新たに実施をしております。

25ページからは9番、医療費助成・補装具の給付・在宅医療のサービスという項目、それから27ページからが手当の支給ということであります。

29ページをお開きください。

目標の3、今までは主に障害のある方へのいろいろなサービスというような、主に障害福祉課が所管している事業が多かったんですけれども、目標3のところでは、ライフステージに対応した支援の充実ということで、障害のある方のさまざまなライフステージに応じた施策というところであります。その中で1番目が保育・療育・教育の充実ということで、1-1が発達障害の早期発見と支援ということで、この中で、下の段の教育指導課で行っております就学支援シートに記入をしていただいて、課題のある児童については、巡回指導員・巡回相談員による相談を行うというものがあります。これは774人ということですが、前年に比べて350件ぐらい何かふえております。

先ほど、放課後デイの利用が非常にふえているということを申し上げましたけれども、そのお子さんたちの中には、特別支援学校ではなくて普通学校の通級、普通学校の中にも固定級というのがあるんです。障害のある方たちのクラス、そうじゃなくて、それぞれの

各学校の中で通級学級というのができて、そこへふだん在籍しているクラスから通うみたいな形での支援を受けながら、学校生活をしているというお子さんが非常にふえているというような状況があるということです。

次のページの1-6の特別支援教育の推進というところに関しても市内小・中学校への巡回等対応件数というのが真ん中ら辺にありますけれども、515件とありますけれども、こちらもプラス前年度に比べて142件というようなことで、非常にそういうようなお子さんが、今学校の中で各クラスで1割ぐらいはそういう方がいらっしゃるような話も伺っております、特に低学年とかです。

そして、32ページが就労の支援ということで、こちらは重点施策というところは後ほど説明しますが、に当たるような取り組み項目であります。

障害者就労支援事業の充実というところでは、一般就労の方というのが20人ということで、大体平成32年度の目標と同じぐらいの数であります。就労支援センターの登録者について169人ということで、こちらは前年度比でプラス28人というところで、一般就労に関しては、障害者雇用促進法の改正等を受けて非常に活発な状況であるというところですが、ただ一方、真ん中の2-3のところ、福祉就労から一般就労への移行促進というところについては、なかなか把握しづらいところもあるんですけど、福祉施設からの一般就労者数は4人ということで、なかなか就労Bですとか、そういうところからの一般就労というのは、なかなかふえてはいないというような状況があります。

続いて、34ページが生涯学習と社会参加の支援ということであります。ちょうど2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催ということも、一つの契機と捉えて取り組んでいこうというような取り組みになっておりまして、そういう点で申し上げますと、35ページのスポーツ・レクリエーション活動の充実というところではボッチャの体験教室の開催ですとか、それから車いすバスケットボールの普及体験教室を市内の小学校で実施をしたり、それから車椅子バスケットボールの東京都の連盟と共催をして大会の開催をしたりというような取り組みが新しい取り組みとしてございます。

続いて、36ページです。

共に生きる地域づくりというような目標であります。ここにおいては、先ほどの理解促進のところと少し重なりますが、障害者理解のための啓発活動ということで、先ほどの民間事業者向けの啓発資料の作成や、当事者の方がその研修会においては講師の役を務めました。

それから、1-5、一番下です、学校における交流及び共同学習等というのが新規の事業として上げております。小・中学校において、障害のある児童・生徒との交流及び共同学習等に取り組みますということで、副籍交流というような、実施状況のところにありますけれども、特別支援学校に籍を置きつつ、自分が住む地域の小学校にも籍を置いて、一定の時間、もとの学校にも通うというようなことが進められておりまして、そういう方が

35名いらっしゃったということです。そういうことで、障害のあるお子さん自身もそうですけれども、普通学校のお子さんへも障害のあるお子さんへの理解が深められるというふうに聞いております。

続いて38ページです。障害特性に配慮したバリアフリー化の推進というところで、こちらについては、2-2の市主催事業等への手話通訳者の設置ということで、総時間数が309時間ということで、これは昨年比べて100時間ほどふえているということで、各課のいろいろな催しに手話通訳をつけるということがかなり進んできております。

それから、下から2番目の2-4で障害特性に応じた投票環境の整備ということで、こちらのほうは前々から要望があったんですけれども、選挙の際の広報、選挙広報について、この4月に市議・市長選が行われたんですけれども、その選挙公報の録音版、デジ版、その作成に取り組んだということで、成果としては平成31年度になりますが、その準備をしたというようなことであります。

それから、一番下のパソコン教室の開催というのが新規の事業になっていて、こちらのほうはは～とふるの地域活動支援センターにおいて、視覚障害者、身体障害者、それから知的障害者の方向けのパソコンの教室を開催して、そこでいろいろな情報取得に役立てていただくということで、新規の取り組みとして実施しております。

最後が安全・安心なまちづくりということで、その中で、下から2番目3-3の防犯・防災のための自助や共助の取り組みというところが継続となっておりますけれども、こちらはこの計画から掲載した新規の事業となるということですので、そこもまた修正をお願いしたいと思います。

それから、その下の3-4のボランティアの育成、こちらのほうも新規の取り組みということで、こちらのほうは総合福祉センターは～とふるの同じく地域活動支援センターでの取り組みで、障害者理解を深める講演会ということを取り組み始めましたということです。

その後、後ろには、40ページの後に、差別解消に伴う各課の取り組みということで掲載をさせていただいております。前年度に引き続き行った取り組みとそれから新たな取り組みというのを右側に掲載しております。引き続きの取り組みが多い中、幾つかの課では新たな取り組みということで取り組んでいただけたというところであります。

それから、その後に、事業評価集計表というものをつけて、評価の点数について集計しております。

一番最後のページです。重点施策に対する評価ということで、この計画書のほうでは、17ページのところに、特に計画の期間中に重点的に取り組む項目として、以下の重点施策を掲げますということで3つ掲げております、本計画においては、そちらについて実施状況の集約をしたものがこのページであります。

1つ目の重点施策1 障害者の権利擁護、理解促進のための施策については、そこに書

かかれている6事業がこれに該当するということでもありますけれども、総合的な評価といたしましては、障害者差別解消法の施行に伴い、市役所内においては研修会の実施、音声版資料の作成や手話通訳者の配置等合理的配慮の推進が図られました。また、地域自立支援協議会での民間事業者に向けた啓発資料の作成や障害当事者が講師となった研修会も実施されたということで、障害者理解の促進が図られたというふうには評価しております。

一方、成年後見制度ですとか、権利擁護の取り組みについては、まだまだというところもありますので、そこについての取り組みをさらに進める必要があるというような評価とさせていただきます。

続いて、重点施策2 地域で安心して暮らし続けるための施策ということで、こちらのそこに列挙しております事業が該当するものということです。こちらにつきましては、平成28年10月に開設した総合福祉センターは～とふるで生活介護等の日中活動の場や短期入所の整備を行い、増加するサービス利用のニーズに対応している。また、グループホームについても計画的な整備を行っているというところが評価される点として平成30年度に地域生活支援拠点等の整備検討会議を行って、課題である地域生活支援拠点等の整備と基幹相談支援センターの設置の基本方針を定めたということで、この部分の施策を推進していくための端緒を開けたのではないかとということです。

最後のページです。

重点施策3 障害者の経済的自立と就労のための施策ということで、こちらのほうはそこに掲げている施策が該当するということです。こちらのほうにつきましては、障害者就労支援事業の充実を図ることで毎年20名近くの一般就労者があり、着実に成果を出している。一方、一般就労者の就労定着、それから福祉施設からの一般就労への移行、障害者就労施設における工賃のアップ、市内事業者における雇用の促進など、取り組むべき課題というものはまだまだあるというようなところで、評価をいたしました。

以上です。すみません、長々と。

○A部会長 ただいま課長から説明があった東大和市障害者総合プラン平成30年度実施状況報告書について、皆様、ご意見、ご質問伺いたいと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

○B委員 どの項目でもいいですか。

○A部会長 結構だと思います。はじめにお名前をおっしゃってから、お願いします。

○B委員 Bですけれども、10月に大雨台風、千葉県なども相当な被害で、長野県とか千葉県で障害のある方々の避難について課題を取り上げたテレビを見ましたけれども、この場合ですと39ページ、防犯・防災のための自助及び共助の取り組みというところで、これは新規だそうですけれども、これは希望ですけれども、緊張感、行政機関とか、その他の自治会とか、そういう連携です、ふだんからの、そういう地域社会をどういうふうにつくり上げていくかということがとても大切なことだと思うんです。

危機管理、これを重点的に日ごろから考える。何といても命を守るということが大前提ですから、まして障害のある方、弱い立場にある方はパニック状態なので、そのところを障害がある方を助け出し、どういうふうに誘導していくかというようなことは真価が問われるところじゃないかと思うんです、こういう非常事態に。真っ先に命を守る、優先的に。

目の不自由な方、耳の聞こえない方がたくさんいらっしゃるわけです。そういう人を最優先にして、私もそういうことがあった、想定外の災害、水害なんていうのは当然考えられることで、空堀川なんか、私、空堀川のすぐそばに住んでいるんですけども、あふれるところまで1メートルでした。1メートル、もっと水が流れれば浸水した。ハザードマップで見ると、4メートルの浸水になっているんです、1階が水没するぐらい。こういう状態が千葉県のようにあり得ないことではないと、中小河川は、あるいは崖崩れという、高台のそういうこともあるでしょうし、ですから、この中で防災フェスタに参加し、障害者災害時支援いろは歌、いろはの歌をどうのこうのとあるけれども、もっと実践的な緊迫感にあふれた、そういう表現を少し盛り込んで修正していくとか、そういうことも必要なのかなというふうな感じがいたします。

以上です。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

ちょうど台風19号で市内で避難所が7カ所開かれたんです。地震と異なって、事前に予測できる災害なんで、今回、避難所にもたくさん避難された方がいらっしゃったんです。その中で障害のある方も中学校の体育館に避難されたというような方もいらっしゃって、そこでいろいろ思ったこともあったというようなお話しで、ちょうど先週、この防災・防犯部会で公開の学習会をしまして、災害時の障害者支援を考えるというふうなテーマで実施しまして、ちょうどその直後だったんで、結構大勢の方、50人余りの方集まっていたんで、それで東北の大震災を経験されてそちらでの復興の支援だとか、その後のコミュニティづくりとか、そういうところに取り組んだ大学の先生がいらっしゃって、その方のお話を受けて、その後ちょっとグループ討議とかして、民生委員さんの方が大勢参加していただいて、5つの中学校区に分かれて、それぞれの地域のハザードマップとか見ながら障害のある方も一緒に参加して、実際どういうふうに避難したらいいかみたいな話し合いがちょうどできました。今年度はかなりより実践的に協議を進められているかなというふうなところはあります。

ありがとうございます。

○A部会長 ほかには何かご質問ありますか。

○C委員 目標1のところの最初の1-1で、障害者差別解消法ですけども、東大和市ではそんなに相談件数はないと先ほどおっしゃっていたと思うんですけども、あまりないですか。

○事務局（小川障害福祉課長）　そうですね。平成30年度の実績ということで申し上げますと、市における合理的配慮の部分と、それから民間事業者における合理的配慮の部分とあるんですけども、相談があったのが、民間事業者についての相談というのが2件あっただけなんです、具体的に申し上げますと。

ですから、まだまだ障害者自身の方の関心というところも高くないのかなというようなところが感じられます。

○C委員　その相談というのは、障害福祉課へ来た分の数ですか。

○事務局（小川障害福祉課長）　一応ここの差別解消法の相談窓口というのを、市における合理的配慮というようなところは障害福祉課と職員課が窓口になっているんです。民間事業者については障害福祉課が窓口になっているということで、それ以外にも例えば介護保険の事業でサービス使っていてその事業所にこういう不当な差別を受けたとか、そういうことがあれば障害福祉課じゃなくて、高齢介護課に言ってくる場合もあるんです。それらも含めた件数が2件ということなんです。

○C委員　わかりました。

東京都全体ですと、東京都の障害者権利擁護センターで差別解消の相談を受け付けていて、この間中間発表があったんですけども、とりあえず平成28年度から統計とって平成28年度が166件、29年が118件、ちょっと減ってしまったんですけども、平成30年に都の条例ができたときは307件、今年が4月から9月までで193件と随分件数的には伸びているので、例えば東京都は障害者権利擁護センターみたいな部分を位置づけているんですけども、そういうような組織というか、名称でもいいんですけども、をつくったほうがもうちょっと相談しやすくなるのかなとかとちょっと思ったんで、言ってみたくんですけども、今のところはじゃ、障害福祉課が窓口でやっていますと。

○事務局（小川障害福祉課長）　市町村で権利擁護センターとかと位置づけているところはあるのか。

○事務局（梅木障害福祉課障害福祉係長）　聞いたことないと思います。それぞれの区市町村で差別解消法相談窓口だとか「窓口」というような名称が多いかなと思います。

○事務局（小川障害福祉課長）　確かに東京都の条例ができたのが平成30年の10月なんで、東京都においてはそれを契機にふえておるようなことは伺っております。

○C委員　それからもう一ついいですか。

○A部会長　はい。

○C委員　そこの今の1-3のところですか。意思決定のガイドラインというのは、我々でも入手できるんですか。事業所には配られてあるんですね。

○事務局（小川障害福祉課長）　もともと、これはネットとかでも。

○C委員　それでもできるんですか。

○事務局（小川障害福祉課長）　はい、国の発行物になりますんで、この名称で検索すれ

ばすぐ出てきます。

○C委員 わかりました。

○D委員 今の1-3の障害者の意思決定の支援についてなんですが、この資料の中でガイドラインを配布したということだったので、そう言えばたしか資料を見たと思っていて、ちょっと探してみたんですけども、あったので改めて目を通したところなんですけど、基本的にもう支援する基本のところはすごく丁寧に書いてあって、何というんですか、これも事業所の中で常勤のスタッフで読み合わせをしてというところだったんですけど、どうしても日々の中ではこれを読んで、何となくわかったということで終わってしまっているんで、年に1回ぐらいでもいいので、定期的にこうやって資料として送付いただいたりとか、あとは研修みたいなどころにあわせて資料として配布してみるのも一ついいんじゃないかと思いました。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

実は、ちょっと今年度研修で取り上げようかなと、事業所向けの、一応そういう形で配布はさせていただいたんで、より踏み込んだ形で実施できればなんて考えつつ今に至っていますけれども、何とか年度中に実施したいというふうに思っています。ありがとうございます。

○A部会長 ほかにありますか。

○C委員 もう一ついですか。

目標1の2番目のところでですけども、高次脳機能障害とか発達障害があります。その辺の人の人数実態というのはどうやって把握していますか。要は障害者手帳とか、そういうのはない、高次脳機能障害とか発達障害は。虐待の人数はどうやって把握をされているんですか。

○事務局（小川障害福祉課長） そうですね。高次脳の方や発達障害の方でも手帳に該当するような方は手帳をお持ちなんで、精神福祉保健手帳に該当するんです。そういう方についてはこちらもその方がこういう手帳を持って、その事由が高次脳だったり、発達障害だったりということだということが把握ができますんで、そういう中での相談というようなことでの把握になります。ただ、そういう意味では全ての方を把握できているわけではないということになります。

○C委員 ということは、精神保健福祉とか、その中身でいわゆる精神障害とか、高次脳機能障害とか発達障害とかにさらに分けている。

○事務局（小川障害福祉課長） 分けて統計をしているわけではないんですけども、その中で高次脳に当たるような相談がどれぐらいあったかという把握をしているところなんで、そういう意味では正確に区分けしているという形ではないです。

○C委員 わかりました。

最近ですと、ちょっとおかしいとすぐ発達障害とそういう診断が下されることもあるん

で。

○事務局（小川障害福祉課長） なかなか障害福祉課の中で対応する方というのは、どうしても成人されてから就労の面での壁でなかなか会社に行けなくなったとか、そういうようなところでの対応する方のほうが多いんで、就学期ですとか、そういう方の相談というのはなかなか対応する場面が多くないということがあります。

○A部会長 ほかの委員の方は何かありますか。

○E委員 6番の児童福祉法に基づく給付のところの6-2医療型児童発達支援のところなんですけれども、実施状況報告書の13ページの上から2つ目、医療的なケアが必要な障害のある児童に対して、指導、適応訓練を提供するとあるんですけれども、利用者数がゼロというのはちょっと信じられないというか、いわゆる新生児救急医療室NICUから、病院から、そんなに長くは入院できませんから、結局はご自宅に引き取られて、お父さん、お母さんがたんの吸引初め呼吸管理だとか、非常に苦勞されているわけです。私どもの最重度の施設でも障害の程度自体はそれほど重いわけではないんですけども、24時間医療的なケアが生きていくために必要だという方が結構おられるんです。だから、福祉施設でも常に医療の提供が必要だというところで非常に苦慮されているというのは、このところでこれは結構かもしれないけれども、利用者数がゼロというのは一体どうしてこうなるのか。事実は事実だと思いますけれども、ちょっとその辺が驚いたものですから、お伺いしたところです。

○事務局（小川障害福祉課長） 基本的に法に基づいたサービスの類型でやっていますんで、実際、医療型の児童発達支援のサービスを提供している事業所というのが。

○E委員 市内にはない。

○事務局（小川障害福祉課長） 市外も含めてほぼないんです。ただ、実際にそういう医療ケアが必要な重症のお子さんの児童発達支援を行っている事業所というのはあるんです。多分そこがそういうサービスの類型の指定事業所になっていないという現実があって、恐らくこの医療型というのはかなりちょっと指定とるにはハードルが高い。

○E委員 現実的には命綱なので、物すごい切実な問題で、お父さん、お母さんは医師でも看護師でもなくても、緊急避難というか、当然のことながらいろいろな医療措置ができるわけです。けれども、福祉で職員などは指導、訓練を受けなければなかなかできないわけです。そのようなことで、本当に医療的なケアがもう最重度のそれも24時間途切れずに必要だということで、障害の程度自体は、知的や肢体不自由の程度はそれほどでなくても、最重度でなくても、医療的な支援というところで全てバックアップさせていただくというようなニーズはものすごくあるし、きつとかかりつけ医さんだとか、主治医さんだとか、そういうところできつとつながっているんじゃないかなと思うんで。

○事務局（小川障害福祉課長） この近辺で申し上げますと、東京小児なんかの児童発達支援ですとか、あと、立川にさいわいこどもクリニック、というそういう医療ケアの児童

を主に診る医療機関があつて、そこでやっている児童発達支援には行かれている方がいて、その中には医的ケアが必要な方がいらっしゃるということで、医療がついていないとできないので、なかなかの事業所でもできるというようなことではないのかなという。

OE委員 統計的にこうなつたということですね。

ありがとうございました。

OA部会長 ほかに何かありますか。

OC委員 もう一つ、全体的な話なんですけれども、この中に平成32年度の目標とあります。ここの書き方が、例えば目標1のほうは、数値目標がここに掲げられていないので、そうするときわめて抽象的なんで、具体的な目標なんていうのはぱっとわからないですし、あと、数値目標が入っている、国から言われているんでしょうけれども、この数値目標でいいのかなというのがふと思ったんです。

例えば、私、視覚障害なんで、8ページ、2番の3、同行援護のところ、人の数ふやしても、余りしようがなく、今我々一番困っているのが土日同行援護してもらえないんです、なかなか。なので、そういうところがしてもらえるようになる、我々からすると、利用者の満足度みたいな、そういうことが書かれると、すごくありがたいしわかりやすい。同行援護を利用する人の数がふえても、ふえること自体はいいんですけれども、なかなか利用者の満足度は高くないので、目標のところの書き方が何かもうちょっと工夫をしたほうがいいかなという気はしています。

あまり抽象的だと、この目標読んでも、具体的に何するんだろうとわからない部分があるし、この数値目標で国が指定しているからしようがないところはあるんですけれども、それとは別に東大和市としても何か独自の目標みたいなものをつくってもいいのかなという気が私はします。

以上です。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、ここの8ページからのところは国が求めている障害福祉計画、障害児福祉計画の中で数値目標を設定しなさいということですので、それに合わせた数値目標になっているんです。ただ、評価のところでも多少先ほどの計画相談のところなんかもそうですし、放課後等デイサービスなんかもそうですけれども、事業所の整備が必要であるとか、そういうようなことを評価のところでも少し加えるような、具体的にするような工夫をさせていただいているということで、また満足度というのも物差しが。

OC委員 難しいですね。一例として言ったんでしょうけれども。

○事務局（小川障害福祉課長） 皆さん、一人一人にアンケートとらなければ出せないということもあるから、ちょっとそこは次回の計画策定のところでご議論いただいて。

OC委員 中身、例えば土日の同行援護をもっとしてほしいという意見があつたとか、何かそういうような記述みたいなものがあれば、もっとわかりやすい。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

○A部会長 ほかには。

○B委員 29ページの発達障害の早期発見と支援ということなんですけれども、先ほどの課長さんのお話しですと、相談件数が前年よりも何か350件、かなりふえたということをおっしゃられました。

私、近年の状況を学校の様子なんか見ていると、小学校で障害児学級全部置かれるようになりました。それで親の希望によって、1週間に1回通級できるとかというふうになって、ある親のお話しなんですけれども、1週間に1回行っている子供の姿がとても生き生きしていると。かえってそのほうがいいのではないかなということで、いろいろ悩みもあるでしょうけれども、親の意識も変わってきて、隠すとか、相談しないとかというのではなくて、そういう背景があって、学校の先生方も各小学校ごとにいろいろ研修会開いたり、実際にそういう子供たちを相手にして、そんなふうなことで教育のほうでも結構動きがあって充実してきているんじゃないかと、特に小学校です。そんな気がいたします。

それも親の意識が変わって、どうしたら子供を支援できるかと、子供のために、一人一人の子供のためにどうしたらいいかというようなことを、親も教師も市全体も真剣に考えられている風潮が、傾向が出てきたということは大変結構なことだと、そういうことで、今後ますます発展していってもらいたいというふうに思います。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

なかなか現場の先生方もいろいろ悩みながら、対応されているというふうに思います。庁内で発達障害にかかわる部署というのが幾つかの課があるんです、障害福祉課のほかに今言った学校です、それから学童が行っている青少年課、それから保育園の保育課、それから子ども家庭支援センター、幾つかの課が年に2回だけなんですけれども、情報共有しようということで。

○B委員 情報交換、それは大事なことです。

○事務局（小川障害福祉課長） やっていて、その中で普段は事務方の職員だけなんですけれども、そこの通級の先生に小学校、それから中学校それぞれ来ていただいて、いろいろ悩みだとか、取り組みをお話ししていただく機会というのもその中で設けて、その中でお互い知るといってもできているかなというところで、ただ、学校の先生、大変さは伝わってきます。

○A部会長 今、EさんとBさんの質問から、子供の数量が全体に上がっているということは流入してきているということですか。

○事務局（小川障害福祉課長） どうでしょうか。

○E委員 やっぱり医療のレベルが上がっているので、従来であれば命がつけられなかったお子さんが助かるんです。障害を持って、常に医療のニーズを持ちながら、次から次に最重度のお子さんが生まれてくる。NICUは新生児集中治療室なんですけれども、退院し

ていただかざるを得ないんです、もう大変なことなんですけれども。

そうすると、自宅に戻ってもどうやって育てたらいいかということで、本当にいろいろな病院、医療施設のバックアップを常に受けながら、何とか乗り切っていくわけなんですけれども、命長らえるお子さんが多いということだと思います。明らかに増えています、昔と比べれば。

○A部会長 東大和は暮らしやすいから希望してくる人が。

○事務局（小川障害福祉課長） 子育てしやすい。

○A部会長 そういう風に市長が言っていましたね。

○事務局（小川障害福祉課長） まちを目指していますので、そういう意味ではいろいろな子育ての施策というところとか、現実的に住まう場所、マンションですとかの開発とかがあって、若い世代というのは一定程度入ってきているというのはありますので、それに比例するというのも多少は考えられますけれども、ただこれは東大和市だけの状況でもないような、ちょっと学校の状況全部把握していないですけども、放課後デイというところの我々のかかわっている部分だけで言いますと、どこの市も放課後デイは非常にふえているんです。そういう意味ではそういうお子さんがかなり。

今、Bさんがおっしゃったように、それを隠さないで、少しでも早く発達を支援するような場所に行かせたいとかというのが、非常にそこら辺の親の心持ちの変化というのでも多分あるのかもしれないというふうに思います。

○A部会長 いくつか出ているんですけども、想定よりも数値が上回っているのがあるじゃないですか。それは数値の変更というのはあるんですか、目標数値の。

○事務局（小川障害福祉課長） 平成32年度はこの計画書でいくので、次期計画のときに、そこを見直して上方に修正するとか、逆に下方修正するようなものも、先ほど就労Bなんか、このままどうなるのかなというのはよく見きわめなければいけないかなと思います。

○A部会長 こちらの36ページの目標4のところの共に生きる地域づくりという表題になっているんですが、こちらの計画書は共生社会実現を目指した地域づくりとなっているんです。これはわざとしたのかな。

○事務局（小川障害福祉課長） 失礼しました。それは誤りでございます。

○A部会長 共生社会、今はやっているのです。

○事務局（小川障害福祉課長） 共生社会のほうが正しいです。申しわけありません。

○A部会長 何かアイデアがあったのかなと思って。

○事務局（小川障害福祉課長） この計画から、ここの章の表題を共生社会というようなふうに改めたので、申しわけないです。

○A部会長 訂正していただいて。

○事務局（小川障害福祉課長） 目標4については。

○A部会長 共生社会実現を目指した地域づくりというふうにお願いしたいと思います。

さっき、投票のところで、録音した、多分視覚障害の人に対して録音したことで工夫をしたということだったんですけども、知的障害の人たちに対してのさまざまな選挙のことが話題になっていて、選挙権がなかったということで、選挙権がまた復活するようなことになっているんですけども、例えば知的障害の人が行くと、字が書けなくても選管の人がかわりに書いてくれますとか、指をさしただけで大丈夫ですとかということが、行けばやってくれるんでしょうけれども、そういうことが一つぐらいあると、障害の重い人でも選挙のところに行って、何か意思を示せばご投票できるとなると、ちょっとすてきかなと思いました。

○事務局（小川障害福祉課長） これは全部の選挙において統一的なことですけども、代理投票という仕組みがあります。そちらは実際字を書いたりするのが困難な方が、投票所で申し出ていただければ、その投票所の従事の職員がかわって、例えば選挙公報を見ていただいて、指差していただいた方の氏名を書くとかという仕組みは現にあるんです。だから、そういうのができますということについて、広く周知するとか、あるいは結構狛江市がこのことに熱心で親の会さんなんかと一緒にあって、知的障害の方の選挙についての事前の勉強会みたいなものとか、模擬投票みたいなものをしたりとか、そういう取り組み方もあるというふう聞いています。

○A部会長 ほかに、Fさん、何か。

○F委員 単純な質問をさせていただきたいんですけども、この間の台風のとくに避難所がずっと決まったプラス拡大されたと、避難所ですけども、かなりの方はここに避難されてきたということなんですけれども、東大和市は意外と、私なんか単純なせいかどうか、そんなにひどい災害に襲われるようなことはないかななんて思っていましたけれども、そこに集まってこられた人たちというのは、どういう危険を感じたのかなとちょっと思いましたし、その辺のことを何かの形で調査されているのかなということと、あと障害を持っている方もかなりおられたんでしょうか。そういう方たちが集まって来られた場合に、それに対応する専門家、そういう方たちの手配みたいなことは、どういうふうに、できたのかできていなかったのか、できていなかったら、どういうことを私たちは考えなければいけないのかというふうなことを感じました。

○事務局（小川障害福祉課長） 一つは避難所に来られた方がどういう動機で来られたかというのは、そこまでの調査というのはされてはいないと思うんです。ただ、避難所を開設する趣旨としては、一番最初に狭山公民館、それから奈良橋市民センターが開設され。

○F委員 南街なんかもです。

○事務局（小川障害福祉課長） その3カ所というのが狭山と奈良橋はがけ崩れとか、南街については結構水が出る場所なんで、そういうことで開設をして、その後に中学校の避難所を開設したということなんです。今回みたいに、何時ごろ台風が来て、何時ご

る雨が一番激しいとか、そういう予想が刻一刻と報じられるんで、そういうことを心配されてそれぞれ来られたのではないかということが一つと、あと障害のある方に対応する専門家というようなところまではあれですけども、今回開設するに当たって、保健師を各避難所に1人ずつ配置はしたんです。市の各部署にいる保健師を、ただ、結構それすら大変でした。昼の11時、お昼前から開設して、一昼夜開設しましたんで、そうすると昼と夜と2交代でやりましたから、7カ所掛ける2で延べ14人の保健師を市でそろえるというのは、しかも今市の職員というのは市内に住んでいない人間が多いですから、中央線とまりましたね。来ても帰れなくなってしまうということもあって、実は保健師だけではなくて、看護職ということで看護職もいるんですけども、そういうものも総動員して2交代で7カ所配置したというのが現実なんです。

だから、災害が全市的に起きたときに、どこまで対応できるのかということと、特に障害のある方への対応できる職員というのが、正直市ではそういう専門家はいませんので、そういう意味で基本的には自助共助があってということではあるということです。

あとは、2次避難所という位置づけのところが場合によっては開かれるということです。ありがとうございます。

○A部会長 ほかに。

○B委員 ちょっといいですか、今、Fさんのご質問の中で南街もありましたけれども、私南街の自治会長さんに聞いてみたら、空堀川がいっぱいになると、南街のマンホールのふたが開いてしまって、水路でつながっているんです、それから噴き出してもう水浸しになってしまうんだそうです。それを住民がよく知っていて、30センチ、50センチは当たり前らしいんです。車も水の中を走るような状態、そういうことをご存じなので。

○A部会長 だから土のうが置いてあるんですね。

○B委員 それはまだ依然としてそんな状態なんです。

○事務局（小川障害福祉課長） ちょっとその雨水の貯留槽についてはいろいろ市でも都でも問題にしている。

○B委員 問題にしている。

空堀川と関係があるみたいです。つながっているんだそうです。

○F委員 空堀川があふれるとか、そういう。

○事務局（小川障害福祉課長） 今回は市内の河川はあふれなかったんです。

○B委員 あふれたら大変です。

○事務局（小川障害福祉課長） 以前、空堀川なんかかなりありましたけれども、護岸の工事がかなり整備されて。

○B委員 遊水地もできている。

○事務局（小川障害福祉課長） そういうことの対策が功を奏しているのかなというふうに思いましたけれども。

OB委員 10年近く住んでいると、絶対大丈夫と言えないです。想定外のことが起こるんじゃないかとか。

OF委員 そうですね。うちのほうでも30センチぐらい道にたまった。今回はちょっとわからないですけども、過去にありましたから、まさかというようなことはあります。

OA部会長 それではハザードマップを見ていただいて。

ほかにご意見がなければ、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次の議事、第2次東大和市総合プラン策定のための事前調査について、事務局から説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局（小川障害福祉課長） お手元に、2種類調査票がお配りされていると思います。

一応まだこれは案の段階で、今後の予定で申し上げますと、12月6日ごろ発送をして、12月23日ぐらいを締め切りというところで考えております。

それで、これは2種類ありますけれども、こちらのルビ、振り仮名が振ってあるほうについては障害のある方へのアンケートという形で、身体障害者手帳をお持ちの方、それから愛の手帳をお持ちの方、精神保健福祉手帳をお持ちの方、そして難病患者の福祉手当の受給者の方、あわせて4、200人余り今おりますけれども、その方たちに全てに配布をして実施するという予定で、前回の調査で申し上げますと、約50%ぐらい回収率になっておりますので、なるべく多くの方にお答えいただくようにと、市内だけでなく、市外の施設やグループホームに入居されている方にもお送りするというものです。

調査項目につきましては、大きくは、開いていただきますと、2ページのこと、あなた自身のことということで、まずご自分のことについて記載をしていただくところがあって、一つ大きな課題として、先ほど来C委員等からお話しあった高次脳機能障害ですとか、発達障害という方について、なかなか把握しづらいということがありますので、これでこの手帳のある方にお配りしている調査なんで、それですべて把握できるかどうかということはあるんですけども、その中で高次脳障害のある方、発達障害のある方に個別の設問を設けるような形をとっています。

そして、6ページが介護支援の状況についてということでの説明です。その中の問12というところは前回調査とちょっと変えて、先ほどケアラーの話しをしましたけれども、介護をしている方に対する設問ということで、その中での課題というのはどういうのがあるのかなというところを出していただけるような設問を一つ設けました。

それから、7ページ目が住まいや生活について、それから健康や医療について、それから8ページ目からが就学・就業についてということで、18歳以上の方については就業等について伺いまして、それ未満の方については就学について伺うということです。

10ページが外出・社会参加についてという設問で、ここも少し前回調査とは変えて、前回調査では外出ということに特化して手段的なことのみ設問だったんですけども、それに伴う社会参加ということについてのいろいろなバリアーがどういうことがあるのか

ということで、問28の設問はそういう意味で加わった設問です。

そして、11ページからは障害福祉サービスの利用についてということで、さまざまな障害者サービスの利用についての設問、それから13ページのところは福祉や生活に関する相談、あるいは情報入手、この相談というところが非常に大事だということですので、一つ大きな項目として述べております。

そして、14ページが先ほど来話題になっている災害時の避難や対策についての質問、それから10番目が障害者の権利擁護の理解促進についての設問ということであります。

最後の16ページが今後の障害者施策についてということで、ご意見をいただくような形になっております。

全体で46問、これは非常に多いですか、ぎょうせいさんからすると。

○ぎょうせい(山崎) 多いです。

○事務局(小川障害福祉課長) 非常にボリュームな、ただいろいろ聞きたいこともあってこんな感じになって、そういう意味で二、三設問を削って、二、三加えたということで、前回の設問数では前回ぐらいの設問数になって、なかなかこれに答えるというのも結構大変なので、その辺の兼ね合いが難しいところかなというふうに考えておりますけれども、ルビを振ればわかるというものでもないという話しを、この会議を始める前に部会長としたところですが、なるべく、もう一つ、知的障害の方たち自身が本当に答えてらうように工夫するにはどうしたらいいんだろうかということも、ちょっと考えたりもしたんですけども、その辺も含めてちょっとご意見やらいただければというところです。

○A部会長 ご意見を頂戴します、これについて。

これが回答用紙なんですか。

○事務局(小川障害福祉課長) そうです。これに丸をつける、ここに設問のところに1つだけ丸とか、当てはまるもの全てに丸とか書いてあるんで、その指示に従ってつけていただくような方式です。

○B委員 災害時の避難対策の中で火事と地震というのはありますけれども、ぜひ風水害入れてもらいたい。瓦が飛んでしまったり、千葉県の様子を見てもわかるように、火事、地震、風水害等という言葉を入れてもらえると時宜にかなったアンケートになるのかなと思います。そのぐらいは可能ですか。

○事務局(小川障害福祉課長) 可能ですか。

○ぎょうせい(山崎) 具体的に言うと14ページの問34の質問に風水害ということを書く。

○B委員 36もそうです、火事や地震。

○ぎょうせい(山崎) 風水害の言葉を示すということですね。それは可能です。意味は変わることはない。

○ぎょうせい(山崎) ちょっと行数とかが。そういうのはありますけれども。

○B委員 それでは火事をとるとか。

○事務局（小川障害福祉課長） 特に今回みたいな災害の中で。

○B委員 10月に配るとしたら、それは欠落したんじゃない。

○事務局（小川障害福祉課長） 身近に感じられています。

○B委員 毎日どこかでニュースやって、1カ月たってその後とか。

○D委員 問15番の健康・医療についてのところなんですけど、私の勤めている事業所だと、精神の方、基本としては精神科への通院というのは適宜になります。あと、並行して身体的な治療も必要な方が結構多くて、4箇所ぐらい定期的に通っているという方もいらっしゃいます。この質問で見ると、どこを中心に書いたほうがいいのかというふうに多分思われる方もいるかなと思ひまして、その辺いかがでしょうか。

○A部会長 問15。

○D委員 通院といいましても、精神科の、これだと例えば月1のときもあるし、不安定なときは週1のときもありますし、高血圧なんかだと毎月なんですとか、いろいろもう非常に多くかかっている方がたくさんいらっしゃるの事実なんです。なかなか。

○ぎょうせい（山崎） 回答してよろしいでしょうか。

○A部会長 はい。

○ぎょうせい（山崎） 通院されている医療機関の組み合わせは個々によって大分もちろん違うと思うので、それぞれを個別に聞くというのはなかなか難しいのかなと思います。ここでは、要はどういう種類のところへ行っているかということよりも、医療機関にどの程度かかわっているかという、ちょっと大きくくりなものを聞こうとしているということなので、なかなか分けて聞くというのは現実的に難しい部分あるかと思ひます。

○D委員 トータルで月に何回ぐらい行くかというような考え方でいい。全部で10回ぐらい行っているかなという。

○ぎょうせい（山崎） 多分症状というか、軽度の方とか、高齢の年齢も依存する話もあるのかもしれませんが、傾向としてどういう方が多いとかということを見たいということなので、こういう設問にしているということなんです。

○A部会長 C委員。

○C委員 今もらったんで、見えないんであまり読めてないんですけども、前回の調査で重度の知的障害者の保護者の方から、何人が質問をもらったんですけども、どちらの立場で書けばいいかわからないところが結構あったと。要は、本人重度ですから、全然そういう意思表示もできなかつたりするので、例えば障害者としてこんな要望がありますか、云々なんて、ちょっと言えば、どういうふうにそのことが書いてあるかわからないですけども、そういうことを言われても本人はわからないし、保護者の立場で書いていいのかとか、わからないところが幾つかあったと言われたんです。今回はそういうところは大丈夫ですか。

要は、本人がもう重度の知的障害で何もわからないで、保護者が代理で書こうとした場合に、すぐ書けるような質問の方法になっているかどうかを知りたいんです。保護者の立場で書いていいのか、本人はきっとこのように思っているのかなと思って書けばいいのかなというのかとか、そういうところが結構悩んでいるということは何人かから聞きましたので、その辺がどうかなというのはちょっと。

○事務局（小川障害福祉課長） 一応、この一番最初のご記入に当たってのお願いというところがあって、そこでは、この質問の中で、あなたとはこの調査票の宛て名の方ご本人ですと。ご本人がお答えになるのが難しい場合には、ご家族の方や支援者の方などがご本人にかわって答えてくださいということで、記載のお願いをしているんです。そういう意味では、本人になりかわってというところでのアンケートになっているという仕組みではあるんです。

○C委員 そういう悩ましい質問のところ、これは保護者の立場で書いてくださいとかとあれば、すっと入るんですけども。

○事務局（小川障害福祉課長） 先ほどの申し上げた問12に関しては介護者の立場で。

○C委員 そういうのはいいです。

○事務局（小川障害福祉課長） というふうに限定をしているところもありますが、基本的にはこれは、あなたはという主語で始まるものになっているということです。ただ、現実的に、例えば一番最後の今後の障害者施策についてとかというところについては、親の立場として、今後こういうサービスがあったらいいなという思いを書いていただくというこのほうが、実際の施策に反映させるためにはいいかなと思うんで、そのところは、それぞれの思いで書いていただくほうが、より有効な回答にはなると思います。

○A部会長 ちょっと難しいかもしれないですが。

ちょっと時間が迫ってまいりましたので、ほかにご質問がなければ、議事3に移りたいと思いますが。

○E委員 1点だけ申し上げてもいいでしょうか。

一生懸命つくっていただいている、部外からこう余計なことを申し上げるのはどうかなと思いますけれども、尾崎市長からのお手紙が最初ついています。すごくこれ完璧で、このとおりなんですけれども、例えばこの1ページの部分を切り離して、くっつけて2ページ以降の、物すごい完璧です。前文があって、調査の背景が書いてあって、調査の目的が書いてあって、調査の対象者が書いてあって、目的外使用しませんと書いてあるんですけども、ここまで読むだけで疲れてしまって、回答は明日にしようかなとかとぐらい、私も行政になる職員の身から言えませんが、自己満足で言われても仕方がないような部分があって、回収率を上げていこうと、すごい大切な調査ですから、例えばこれは別紙1枚ぺらにして添えて、もうスムーズに例えば2ページの質問の第1問からが頭に書いてあって、回答を求められていく障害をお持ちの方の、ちょっと僭越な言い方なんですけれ

ども、立場に立って、すごくおなか一杯というか、完璧な役所の文書じゃないですか、これ、明らかに。ルビは振ってあるけれども、目が点になってしまうぐらいな感じで。

ちょっとそのあたりをもう少し優しく別紙にして、調査票等に添えて1枚乗せてとかという感じにしたほうがもっとよくなるんじゃないかなと、非常に失礼なことを申し上げましたけれども、提案申し上げました。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

実は、この形だけでも、A3をホチキスでとじていって。

○E委員 結局これを読んでいて、市長のお手紙を読んで疲れてしまうんじゃないですか。それをちょっと感じませんか。私なんかはそんなふうに。

○事務局（小川障害福祉課長） ありがとうございます。

そういう意味でこのページを含めて16ページというのが、1枚のA3の紙を折りたたんで4枚分というのがセットとして考えているというところだったんで、ちょっとそこはぎょうせいさんと相談します。

○A部会長 そうすると、そのとおりですね。獅子野さんのおっしゃるとおり、ちょっとご検討いただいて、ちょっと当事者の立場に立ってよろしくをお願いします。

○事務局（小川障害福祉課長） ごめんなさい、もう1点、アンケートがもう1種類あって、こちら簡単にあれしますけれども、事業者向けのアンケートというのも今回、これは今までなかったんですけども、これは今回初めて実施をします。

事業所が今いろいろな意味で大変な思いをされているという、運営上の大変さだとか、利用者に対してのサービスの提供の中での大変さとかあると思いますんで、そういうことを今回計画の中に反映させていきたいというところで、恐らく市内の事業所で100ぐらいにはなると思いますけれども、いろいろな種別で、そちらにお答えいただくようなことで、同時期に実施したいと思います。

○A部会長 これは市で把握している事業所。

○事務局（小川障害福祉課長） 市内の事業所というふうに考えているんですけども、市内に所在する。

○A部会長 市の中でサービスを展開しているということではなくて、市の中に事業所がある。わかりました。じゃ、この2つのアンケート、よろしくお願いします。

ちょっと時間が迫ってまいりましたので、議事の3、障害福祉計画、障害児福祉計画に関する国の動向について、またお願いします。

○事務局（小川障害福祉課長） それでは、お手元の資料のうち、資料1、厚生労働省と書かれた資料と、それから参考資料2ということの横長の資料が2つございます。

せんだって、10月25日に国の社会保障審議会の障害者部会、この部会と似たような名前ですけども、国のほうの会議なんですけれども、こちらが開かれて、いよいよ次期の計画に向けた議論が始まったというようなことで資料がネットでアップされておりました。

たので、少し来年度に向けてというところでご案内できればということで用意しました。

いろいろ非常に字ばかり書いてあって疲れてしまうんですけども、この横長の表、絵を見ていただきますと、障害者計画というのと、障害児福祉計画と2つあるというところがまずわかると思います。そして左側が市町村でつくる計画だということで、参考資料の3枚目のところにスケジュールというのがあるって、右のほうに令和元年度に基本指針の見直し、そして令和2年度に計画作成というような形になるということです。

そして、次の参考2-4というところで、この真ん中のところに幾つか成果目標というものがあります。ここでは、これは今現の計画のものなんですけれども、5つ福祉施設の入所者の地域社会生活への移行、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の整備、それから福祉施設から一般就労の移行、それから障害児支援の提供体制の整備、この5本の成果目標というのが書かれていまして、それがこちらの我が市のプランで言うところの79ページからの目標に一致しているというところでありまして、

じゃ、ここの部分がどういうふうに見直しをされつつあるのかということが、こちらの資料1のほうの8ページに、次期の指針の柱立てについて、主なものは下記のものと考えられるというようなことが書かれておりまして、①から⑤まで表記されています。この中で今まで示されている項目に加えて、新しくつけ加えられる成果目標というのが少し書かれておりまして、次、市の計画をつくる際にはこういうことも勘案して表記していく必要があるのかなというところが、8ページ目の①から⑤の説明であります。

例えば、3番の地域生活支援拠点等における機能の充実というところは、現計画では各市町村で、地域生活支援拠点を整備するという目標になっているんです。それが次の計画では、もう整備されたという前提で、整備された状態の堅持及び地域生活支援拠点等有する機能の充実とかということを目標にしたいというようなところが、一歩次に進んだ目標設定を求めているというようなところなんです。

それから、4番のところでも、現の目標では、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数というようなことが書かれていますが、それをさらに就労A型とか就労B型別に数値目標を設定しろとか、そんなようなところが現計画を踏まえてさらに次のステップというようなところで、成果目標を設定すべきではないかということが、国で議論されているというようなところの情報であります。

ちょっとまだ出されたばかりで、資料しかネット上では出ていませんので、これを踏まえて国のこの部会でどういう議論がされているのかということまではまだわからないので、次回2月の折にもうちょっとこれを踏まえて、ひょっとしたら指針という形でもうまとめられるかもしれません。その辺の情報はまた次回のときにお話しできればというふうに思っています。

ちょっと簡単な説明になってしまいました。

○A部会長 ありがとうございます。

国の指針を含めて、今後、私たちがこれでこういうのをやるということですね。宿題を
いただいて。

○事務局（小川障害福祉課長） よく読んでください。

なるべくかみ砕いた形でこの会議では説明をしていきたいのと、本当にここの中で、こ
ちらの資料1のほうで、全国的な数値目標の達成状況なんていうのがいろいろ書かれてい
るんです。それと見比べて市の達成状況がどうかとか、そういうことをお出ししながら説
明できたらいいかなと思っています。

地域移行のところの目標なんかは、移行の伸びが鈍化しているというようなこともこの
中で触れられています。まさしくそうかなというか、なかなか今施設に入ってしまった
方を外に出すというところは、もうなかなかこれ以上難しいのかなということも、国の
ほうの報告、分析では載っているの、東大和市なんかも似たような状況ではあるかなと
いうこともありますんで、ちょっとその辺、国の数値と市の数値の相違とか一致点とか、
そういうことをちょっと次回以降報告できたらと思っています。

○A部会長 では、最後にその他ということで事務局から何かあればお願いいたします。

○事務局（梅木障害福祉課障害福祉係長） そうしましたら、資料として配付したチラシ
について簡単に説明させていただければと思います。

3点ございまして、こちらはいずれも重点施策に絡んだような事業になっておりますが、
1つが11月29日開催の就労支援セミナーということで、こちらは事業者の方向けに障
害者雇用の手法ですとか、職場定着について悩みを相談していただくようなセミナーとな
っております。こちらは地域自立支援協議会の就労部会が主催で行うものとなっております。

次に、12月8日開催の、こちらは東大和市障害者理解促進事業という位置づけで行っ
ております。こちらについては、毎年度障害種別を聴覚だったり、視覚だったり、知的だ
ったり、精神だったりと変えてやっているんですけれども、その中で今年度につきましては
重症心身障害児者について取り組むということになっておりまして、実際にその体験を
していただいたり、ICT機器を活用したりなどで理解を深めていただくこととなってお
ります。協力につきましては、市内に重症心身障害児者家族の会というのができましたの
で、そちらの方ですとか、そちらに記載はないんですけれども、東大和教育センターのソ
ーシャルワーカーの方にも協力していただいたりというところで、行っている事業になっ
ております。

次に、A3のいんくるという紙ですけれども、こちらインクルーシブ事業者推進事業と
いうことになっておりまして、地域自立支援協議会、生活部会で障害者差別解消法にちな
んで、民間事業者が合理的配慮の提供を積極的に行うということで、その取り組みを推進
するためのものとなっております。

裏面を見ていただきますと、20事業者ございまして、こちら全てに地域自立支援協議

会、生活部会の委員と私どもが訪問してどういう配慮を提供できるかですとか、そういった調整をさせていただいております。

チラシは3点、以上ですので、ぜひご利用なりご参加なりしていただければと思います。次に、今後のスケジュールについてでございます。

第2回の地域福祉審議会、全体会のほうです。こちらは1月下旬から2月にかけて開催をするところでございますので、本日の審議内容につきまして部会長からご報告をいただくことになっております。

また、こちらの障害者部会につきましては、2月中旬から下旬に開催したいと考えておりまして、その部会では事前調査の調査結果の速報値がまとまりましたら、その報告を中心にさせていただきたいと考えております。

予定を今後お伺いさせていただきたいと思いますが、きょうこちらにお伺い表の用紙がございますので、後日ファクス等でも構いませんので、送っていただければと思います。後ほどお配りさせていただきます。

以上でございます。

○A部会長 それでは、本日予定されていた議事は全て終了いたしました。

活発なご議論いただきまして、ありがとうございました。

これで障害者部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。